

消防法施行令別表第1(6)項に係るスプリンクラー設備の基準(概要)

	用途	現行基準
(6)項イ	病院	3,000㎡
	診療所 助産所	6,000㎡
(6)項ロ	(1) 高齢者ショートステイ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(※) 有料老人ホーム(※) 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護施設(※) 認知症高齢者グループホーム (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(※) 障害者ショートステイ 障害者ケアホーム(※) ※ 避難が困難な要介護者又は障害者等を主として入居させるものに限る。	275㎡ (原則0㎡に 改正予定)
(6)項ハ	(1) 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム(※※) 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム(※※) 小規模多機能型居宅介護施設(※※) (2) 更生施設 (3) 助産施設 保育所 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 (4) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 放課後等デイサービス施設 (5) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設(※※) 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害者グループホーム 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援施設(※※) ※※ ロに掲げるものを除く。	6,000㎡